

2026年3月17日

高知県教育委員会
教育長 今城 純子 様

高知県教職員組合
執行委員長 細木 久義

高知県高等学校教職員組合
執行委員長 谷内 康浩



2026年春季要望書

日頃から、高知県の教育推進に向けてご尽力いただいていることに敬意を表します

さて、全国的に志願者の減少が深刻化する中、高知県においても教職員確保をめぐる厳しい状況が続いています。その背景には、学校現場における長時間過密労働の実態があることは明らかです。

休憩時間も十分に確保できず、休日も業務に追われるような長時間過密労働は、教職員の心身を確実にむしばんでいます。その結果、2024年度の全国における精神疾患による病休退職者数は7087人と、依然として7000人を超える深刻な状況が続いています。

こうした状況は、代替教員の未配置を常態化させ、「教育に穴が空く」事態を各地で生み出しており、高知県の学校現場も例外ではありません。代替が配置されないまま業務を引き受けざるを得ない教職員の疲弊は、限界に近づいています。

政府・文部科学省は、給特法改定により、教職調整額の引き上げや義務特手当を引き下げて担任加算の新設などを打ち出しています。しかし、これらの施策は、教職員定数を増やしたり、少人数学級を一層推進したりするものではなく、問題となっている長時間過密労働を解決するものにはなっていません。また、現在文部科学省が検討している特別支援教育の調整額の廃止や、すでに導入されている多学年学級担当手当の廃止など、処遇面でのマイナスが生じることは決して許されるものではなく、職場に分断を持ち込む要因となりかねません。

さらに、「業務量管理・健康確保措置実施計画」により、時間外在校等時間を月平均30時間程度に削減する目標が示されていますが、具体的にどのような施策によって実現するのかは現場には示されておらず、教職員の努力・工夫に委ねられているのが実情です。今後、対策を現場に丸投げすることなく、教職員の願いを実現する実効性のある実施計画と、それに伴う具体的な教育行政施策を強く求めます。

記

1. 代替未配置を発生させないように、最大限努力すること。
 - ①代替未配置が起こらないように、該当校や該当教職員に任せることなく、県教委の責任で代替教員を探すこと。また、未配置などの実態を毎月県民にも公表し、協力を呼び掛けること。
 - ②代替配置が出来ない場合には、指導主事の任用替えによる配置など、学校現場の子どもたちへの教育の保障を最優先する対応を図ること。
2. 2026年度より実施される「業務量管理・健康確保措置実施計画」を実効性あるものにすること。
 - ①「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定にあたっては、現場教職員の声を反映させるため、教職員組合の意見を十分に聴取すること。また、計画は、業務削減や定数改善など、具体的な教育行政施策を伴うものとするとともに、管理職による退勤の強要や時短ハラスメント、持ち帰り業務の増加を招くことのないよう十分に留意すること。
 - ②「業務量管理・健康確保措置実施計画」の実施にあたっては、計画の進捗状況を半期ごとに公表すること。
 - ③管理職に計画の趣旨を周知すること。
 - ④労働基準法に基づいた休憩時間の確保が遵守されるよう、具体的な措置を講ずること。
 - ⑤在校等時間の把握にあたっては、休憩時間を一律に除することなく、また、持ち帰り仕事や土日の業務を含めるなど、勤務実態を正確に反映できるようにすること。

- ⑥ 在校等時間の把握に関して、虚偽の申告を教職員に指示もしくは示唆することがないように十分に徹底すること。また、そのようなことを行う管理職については処分などもあり得ることを周知すること。
 - ⑦ 計画を実施するにあたっての予算措置を行うこと。
 - ⑧ 労働安全衛生法の趣旨に基づき、計画・実施・評価を行うため、各校の衛生委員会等で審議するよう学校長に周知すること。また、総括安全衛生委員会を、すべての県費負担教職員を視野に高知県教育委員会として設置し、教職員の声を反映するため教職員組合代表を参加させること。
3. 子どもたちと向き合う時間を確保するため、研修や報告文書について、緊急の対策を行うこと。
- ① 県教委へ提出する報告書の削減をすすめること。
 - ② 研修や各種担当者会に持参しなければならない提出文書をさらに精査するとともに、簡略化すること。
 - ③ 現場教員の多忙化に拍車を掛けている研修の数を減らし、参加については悉皆研修を極力行わないこと。
 - ④ 学校訪問については、指導案作成などは強制しないこと。また、その回数を減らすこと。
 - ⑤ 初任研を始め、若年教職員に対する研修は、校外で行うものは日々の授業や学校行事に支障が出ないように縮減し、学校現場で行うことを基本とすること。
4. 多忙化の中、精神疾患等に追い込まれる教職員を減らすために、現場の多忙な状況を生み出している原因を排除するよう努力すること。給特法改定や教職調整額の引き上げによって、長時間過密労働の問題が解決したかのように見せることなく、引き続き、業務量そのものを減らす施策を最優先に位置付けること。
- ① すべての教職員の持ち時数が小学校20時間、中学校18時間、高校15時間以内になるように想定し、県独自の加配措置などを行うこと。
 - ② 教職員定数増を国に要望していくこと。当面、高知県独自の定数増の施策を行うこと。
 - ③ 通常学級はもちろん、特別支援学級や複式学級について、高知県独自の学級定数削減策を行うこと。
 - ④ 不登校対策の充実のために、加配措置の増員をはかること。
 - ⑤ SCやSSW等の1校あたりの在校時間を増やし、週の半分程度をめざすこと。また、正規・専任化を進めること。
 - ⑥ 年間総時数については、指導要領が示す時間を目安に各学校で設定するよう周知徹底すること。ただし、県教委として調査などは行わないこと。
 - ⑦ テスト対策で一定の時間を費やすことが常態化している県版学テは行わないこと。
 - ⑧ 全国学テは中止もしくは抽出にするよう国に提言すること。
5. 健康に働ける心身の状態を維持することが出来るように、教職員の健康面の対応を充実させること。
- ① ストレスチェックなどを充実させ、いつでも受検できるように整えること。また、その結果を職場全体で共有し、職場の改善につなげるようにすること。
 - ② 残業時間80時間以上の教職員への医師の面接指導を、県の施策として義務化し実施すること。
 - ③ ハラスメント防止のため、相談体制の強化、研修の充実、アンケートの実施等を具体化すること。
 - ④ 若年教職員について、学校全体で支える体制へ転換すること。
6. 学校現場を管理・統制する施策を中止・見直すこと。
- ① 学校の教育課程編成権と独自性を尊重し、強制的な行事を行わせないこと。
 - ② 教育計画作成や校内研の在り方、国旗・国歌の扱いなど、学校現場の自主性を守ること。
 - ③ 県議会総務委員会の学校への出先調査において、会議室等に国旗・県旗の設置を強制・推奨しないこと。
 - ④ 職場に分断を生むおそれのある主務教諭制度については、導入しないこと。
 - ⑤ 多学年学級担当手当については、早急に復活させること。
7. 26年4月から通勤手当に含まれる駐車場料金の補助について、学校敷地内に駐車している教職員にも支給すること。
8. 教育施策の立案・実施にあたっては、十分な議論や検討を行わないまま現場に下ろすことのないようにすること。とりわけ、教職員の働き方や学校運営に大きな影響を及ぼす施策については、教職員組合と意見交換の場をもち、現場の意見を十分に聴取した上で進めること。
また、実施日から利用できるよう要綱を作成した上で、現場に詳細の周知徹底を図ること。

以上